

令和4年

第12回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年2月25日(金)

伊勢原市農業委員会

第12回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和4年2月25日（金） 午前10時00分～

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員 11名出席）

5 欠席委員

なし

6 署名委員

杉本 和彦、田中 光男

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・松本 拓也
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前10時00分)

[事務局 長] 只今より第12回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。委員全員出席で、定足数に達していることを御報告いたします。

[議長] それでは、只今から、第12回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、1番・杉本 和彦委員と4番・田中光男委員の両名をお願いをいたします。それでは、議事に入ります。
本日の審議事項は、報告5件、議案5件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。議案書の1ページから2ページをご覧ください。内訳は、高部屋大山地区で1件、成瀬地区で1件の届出を受理しています。なお、1号については、第三者への斡旋の希望がありとなっております。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の1件、比々多地区の3件、成瀬地区の3件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

[事務局] 報告第2号の1については、平成27年4月に駐車場としたもので、駐車場として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

次に、報告第2号の2については、集合住宅及びその居住者用の駐車場に転用されるものです。なお、本件土地のうち、今回の届出の対象でない部分については、既に転用済みであり、隣接土地と一体で駐車場とされています。

報告第2号の3については、昭和62年頃に資材置場としたもので、資材置場として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

報告第2号の4については、昭和55年頃に作業所としたもので、作業所として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

報告第2号の5については、昭和54年頃に宅地の一部としたもので、宅地として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

報告第2号の6については、昭和54年頃に駐車場の一部としたもので、駐車場として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

報告第2号の7については、昭和61年頃に工場用地としたもので、工場用地として利用することに農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障ありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が7件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区内の1件、及び成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1については、宅地造成を行うもので、令和4年1月14日付けで都市計画法第29条第1項の規定による神奈川県が許可が得られています。

報告第3号の2については、宅地造成を行うもので、令和4年1月18日付けで都市計画法第29条第1項の規定による神奈川県が許可が得られています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、農地法第5条第1項第7号の適用を受ける買受適格証明願について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、競売・公売に参加して農地の買受けの申し出を希望する際に、競売等参加前に事前に適格者の証明を受けておく必要があります。農地の競売・公売の場合に買受けの申し出ができる者は、この買受適格証明を有している者に限定され、この証明の交付基準は、農地法第5条第1項第7号に規定する届出の手續に準じることとされています。

お手元資料のとおり比々多地区の4件について、専決により証明を交付しましたので報告します。

報告第4号の1から4については、串橋特定土地区画整理事業地内の土地の伊勢原市による公売の実施に伴い証明願のあったものです。

なお、公売の場合には、農地法施行規則第50条第1項ただし書きの規定により当事者の連署を要さないこととなります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項第7号の適用を受ける買受適格証明願が4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

[A委員] 地目が登記簿も現況も畑ですが、公売の場合は、農家資格は必要ないということではないですか。

[事務局] 今回は、農地法第5条第1項第7号の適用を受ける形になりますので、あくまでも転用が前提で、これらの業者はいずれも宅地造成を行う計画となっています。農地を農地として売買するのではなく、転用目的ということですので不動産業者でも問題はございません。

[議長] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で2件、比々多地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

報告第5号の1、申請人は田中にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年2月3日、対象農地の明細は3ページから4ページです。田中字天神前に2筆、同字ク子花に6筆、同字稲荷前に9筆、同字ガケに8筆、合計25筆、面積は13,985平方メートルです。2月8日に事務局で現地調査を行い、ブドウ、ナシ、柿の栽培、水稻の刈込跡を確認しています。2月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の2、申請人は秦野市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年2月3日、対象農地の明細は5ページです。串橋字下河内に1筆、笠窪字町田に1筆合計面積は1,950平方メートルです。2月8日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈込跡を確認しています。2月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の3、申請人は高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年1月28日、対象農地の明細は6ページです。高森字谷入に13筆、合計面積は7,725.30平方メートルです。1月31日に事務局で現地調査を行い、ブドウ、ナシ、柿等の栽培を確認しています。2月1日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の4、申請人は上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年1月31日、対象農地の明細は7ページから8ページです。下谷字堤に1筆、上平間字俵本前に16筆、同字木之下に3筆、同字谷原下に1筆、沼目字配合に1筆、合計22筆面積は9,753平方メートルです。2月1日に事務局で現地調査を行い、キュウリ、ネギ、キャベツ、ブロッコリーの栽培を確認しています。2月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の5、申請人は東大竹にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年2月7日、対象農地の明細は9ページです。東大竹字粕上原に1筆、面積は280平方メートルです。2月8日に事務局で現地調査を行い、大根、ブロッコリーの栽培を確認しています。2月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願が5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議事を進めます。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、本議案は、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、石川委員は退室してください。

【 石川委員退室 】

[議長] それでは、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回1件の申請がありました。

議案第1号の1、図面番号は1番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は栗窪字入脇の一部、面積272平方メートルのうち25.17平方メートルを道路（専用通路）として転用するもので、申請人は栗窪の方です。申請理由は、隣地の既存宅地に農家住宅の建替を計画していますが、昔から利用している南側の入口道路（認定外道路）について県から建築基準法外道路の扱いを受け、建替には新たに接道要件を満たす必要があることから、やむを得ず、市道まで自分の畑を2メートル幅で道路として転用することになりました。申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がり10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、転圧程度を行うのみです。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は500平方メートル未満のため該当しませんが、申請時に関係各課と事前協議を行い、特に指摘事項はありませんでした。2月17日に申請人立ち会い

のもと、県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月23日に地区委員全員で現地を確認しました。事務局が説明したとおり、農地の部分に道路を作ることについては、何ら問題はありません。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[A 委 員] 添付資料の公図の451番2が認定外道路で、地区外と記載されている部分が宅地ですか。

[事 務 局] 451番2は、拡幅された市道の部分で、地区外と記載してあるのは、公図上、別の図面になっているため表記したものです

[議 長] 質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。事務局は、石川委員を入室させてください。次の議案第2号につきましても、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、議事進行を市川会長職務代理に交代させていただきます。

【 鈴木委員退出・議長交代 】

[議 長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農

[事務局] 業委員会の意見を求めます。今回1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は2番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、下平間字大原の1筆の一部、面積は671平方メートルのうち290.52平方メートルで、南側は農道と接しており、隣接の畑は譲渡人の畑です。譲渡人は、市内下平間の方で、譲受人は平塚市の方です。譲受人は、農家の次男ですが、現在のアパートは手狭で、実家の農業補助を行う必要もあるため、農地の近くに平屋建ての分家住宅を建設します。この場所以外に住宅に適した場所がなく、転用申請となりました。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、畑の作業に邪魔になるので、敷地周囲を分断するブロックなどは設ける予定はありません。敷地は転圧のみとし、雨水は浸透トレンチ管で浸透、汚水は合併浄化槽を設置し、浸透丸柵処理とします。計画としては、周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。2月17日に県担当者の現地調査を受け、現時点では、特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月22日に地区委員全員で現地を確認しました。申請地は、直ぐ隣まで住宅地が迫っております。息子さんも普段から農業を手伝っており、農業に対する理解もあると思いますので特段の問題はないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。事務局は、鈴木委員を入室させてください。

[議長] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号の1、図面番号は3番です、併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、小稲葉字八坂前の1筆、面積は37平方メートルです。経過につきましては、昭和50年に親から相続を受けた農地に自宅を新築した際、電気工事店を営んでいたため、敷地全体を資材置場としていましたが、平成6年に住宅を建替えてからは、敷地の一部を資材置場として使用しています。経過を証明する資料としては、昭和61年の固定資産税名寄帳、平成19年の航空写真を提出しています。申請地の周囲は、住宅に囲まれた敷地で、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で、他法令の違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回、非農地証明の手続きとなりました。申請地の立地基準は、住宅・事業の用に供する施設又は公共・公益施設に隙間なく取り囲まれていることから、「第3種農地」と判断されます。

続きまして、議案第3号の2、図面番号は4番です。併せて公図、資料をご覧ください。申請地は、小稲葉字宮之町の1筆、面積は70平方メートルです。経過につきましては、隣地の2203番1に申請者の弟が昭和55年に住宅を建てましたが、原因は不明ですが、建物の一部が申請地に越境したまま気づかずに住宅敷地として利用されていきました。今回、所有財産を整理していた時期に判明し、登記地目を現況と整合を図るために非農地証明を申請しました。経過を証明する資料としては、昭和55年の建物図面、平成19年の航空写真を提出しています。申請地の周囲は住宅に囲まれた敷地で、特に周辺農地に支障なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で、他法令の違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。申請地の立地基準は、住宅・事業の用に供する施設又は公共・公益施設に隙間なく取り囲まれていることから、「第3種農地」と判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月22日に地区委員全員で現地を確認しました。いろいろと経緯はあったかと思いますが、宅地の中に小さい面積の農地が残されていて、逆に、ここに農地がある方が不自然ですので、非農地証明を出すことには問題ないと思います。

[議長] 次に、議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月22日に地区委員全員で現地を確認しました。ここも宅地の中に囲まれた小さい面積の農地が残されていて、非農地証明を出すことには問題ないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第4号、再生利用が困難な農地に係る非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地法第30条第1項に規定する利用状況調査において、再生利用が困難な農地があった場合は、国からの技術的助言において農地に該当しない旨の判断を行うこととされています。

なお、この判断は、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であり、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当するものが対象となります。お手元資料にあります28件の土地について、御審議をお願いします。

議案第4号の1から同3、図面番号は5番、大山地区子易字白ハツの3筆、2, 540平方メートルについて説明申し上げます。

これらは、一団の土地であり、スギ科の針葉樹による人工林となっており、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、復元したとしても、急斜面の上に拓かれた土地であることなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の4、図面番号は5番、大山地区子易字白ハツの1筆、585平方メートルについて、説明申し上げます。本件土地は、議案第4号の1から同3に隣接する土地であり、落葉樹による雑木林となっています。農地に復元するには、土地の南側の急傾斜部の樹木の伐採を含めた再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、復元したとしても、急斜面の上に拓かれた土地であることなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の5、図面番号は6番、大山地区子易字上ノ畑の1筆、9, 530平方メートルについて説明申し上げます。本件土地は、落葉樹による雑木林となっています。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、復元し

[事務局]

たとしても、接道がなく斜面地であることなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の6、図面番号は6番、大山地区子易字上ノ畑の1筆、760平方メートルについて説明申し上げます。本件土地は、スギ科の針葉樹による人工林となっており、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、復元したとしても、接道がなく斜面地であることなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の7及び同8、図面番号は6番、大山地区子易字上ノ畑の2筆、1,649平方メートルについて、説明申し上げます。これらは、一団の土地であり、スギ科の針葉樹による人工林となっており、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、復元したとしても、接道がなく斜面地であることなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の9、図面番号は7番、大山地区子易字丹沢の1筆、274平方メートルについて説明申し上げます。

本件土地は、スギ科の針葉樹による人工林となっており、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、復元したとしても、山中にある連だが難しい土地で、接道が見当たらないことなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の10から14、図面番号は7番、大山地区子易字丹沢の5筆、3,269.61平方メートルについて、説明申し上げます。これらは、一団の土地であり、人工林や宗教法人施設に囲まれた土地で、スギ科の針葉樹や落葉雑木が見られ、農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、復元したとしても、農業用機械の進入が可能な道がなく斜面地であることなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

[事務局]

次に、議案第4号の15、図面番号は8番、高部屋地区日向字下門前の1筆、13平方メートルについて説明申し上げます。本件土地は、スギ科の針葉樹による人工林となっており、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要します。また、復元したとしても、周辺に農地らしい農地がないことから連但が難しく、谷戸形状の地形であることによる日照時間の問題などの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の16、図面番号は8番、高部屋地区日向字下門前の1筆、300平方メートルについて説明申し上げます。本件土地は、常緑樹による雑木林となっており、農地に復元するには、周辺土地の樹木の伐採等の検討を含めた大がかりな再生作業を要します。また、復元したとしても、山中にある連但が難しい土地で、接道が見当たらないことなどの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の17から19、図面番号は8番、高部屋地区日向字下門前の3筆、640平方メートルについて説明申し上げます。

これらは、一団の土地であり、スギ科の針葉樹による人工林や人工林に囲まれることで周辺の土地と一体で山林の様を呈しており、人工林については、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、進入路等を設けない限り、重機の搬入が困難であります。また、接道がなく、周辺に農地らしい農地がないことから連但が難しいこと、谷戸形状の地形であることによる日照時間の問題などの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の20から22、図面番号は9番、比々多地区善波字堂ヶ沢の3筆、1,291平方メートルについて説明申し上げます。これらは、一団の土地であり、スギ科の針葉樹による人工林となっており、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、これらの土地が山中にある関係から、大型の重機の搬入が困難であると考えられます。また、復元したとしても、斜面地であること、山中の東斜面であることによる日照時間の問題などの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

[事務局] 次に、議案第4号の23から28、図面番号は9番、比々多地区善波字堂ヶ沢の6筆、1, 956. 75平方メートルについて説明申し上げます。これらは、一団の土地であり、落葉樹による雑木林となっており、その樹高等から、相応の年数が経過しているものと判断されます。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要しますが、これらの土地が山中にある関係から、大型の重機の搬入が困難であると考えられます。また、復元したとしても、斜面地であること、山中の東斜面であることによる日照時間の問題などの地理条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。大山地区からお願いします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおり、現地は針葉樹や落葉樹が広がっておりまして、山林の様相になっています。利用状況調査においても、再生利用が困難な農地として判断しています。仮に農地として復元させたとしても、周囲の状況から見て、継続利用が難しいと考えられますので、非農地としての判断に相当すると思います。

[議長] 次に、高部屋地区の補足説明をお願いします。

[地区担当委員] この案件が出る前の12月22日に地区委員全員で現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで、植林をされ、農地の形は残っていますが、胸高の太さが40センチから50センチ程度になる巨木が繁茂しています。針葉樹なので、植林したと思われそうですが、一面を切ったとしても日照等の問題で、農地としての復元は難しいだろうというのが同行した委員全員の意見でした。

[議長] 次に、比々多地区の補足説明をお願いします。

[地区担当委員] 議案第4号の20番から28番までの非農地判断の対象となっている9筆につきまして、12月23日に地区委員全員で現地調査を行いました。20番から22番までの3筆の現況につきましては、杉の低木が密植状態の人工林となっています。23番から28番までの6筆の現況につきましては、8メートル以上あるような雑木が生い茂る状態となっております。この9筆につきましては、いずれも急傾斜地で

あって、復元しても作業の機械化が図れないことから農地の利用も見込めないと考えられます。従って、再生利用が困難な農地として、非農地に該当すると思われれます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[B委員] 非農地判断は、これで終わりですか。

[A委員] 今回は、特に農地パトロールの際に、これは難しいだろうといったものを事務局に伝えた結果、このような土地は非農地判断せざるを得ないだろうと事務局から案件が上がったものと理解しています。

これ以外に増える可能性はあって、例えば日向地区でも植林されている所が沢山ありますので、鳥獣被害は頻繁に起きていますし、高齢者が急傾斜地で耕作できない土地は多いので、これで終わりではありません。

[事務局] 委員から説明されたとおりでして、利用状況調査を行っていただいた結果、山林化等で再生利用できない農地が沢山あると思います。非農地判断に相当するものは非農地として判断していく、そうでないものは、遊休農地措置に則って利用意向調査を行っていくといった方向で進めていくものと理解しています。

[B委員] 土地所有者から非農地といった申請が出された場合は、このように出てくる。申請が出さない場合も農地パトロール等で、これは山林化していて非農地だというときに出てくるのか。

[事務局] これは、申請ではなく、皆さんが利用状況調査によって、すでに山林化していて再生利用が困難な農地と判断しているものについて、農業委員会側から非農地判断を進めていくものです。

[C委員] 非農地判断したことによって、税負担が増える場合があると思いますが、実際に課税の部分に何か変化はありますか。

[事務局] 課税部分の変化の有無については、農業委員会側としては何とも申し上げられないが、少なくとも農業委員会が農地法に基づいて非農地と判断したから課税が変わるといったものではないと考えています。

[D 委員] 通知を出した後、本人が地目を変更しないと登記簿は変わらないのか。

[事務局] おっしゃるとおりです。農地法は農地法の現況主義、課税は課税の現況主義で動いているので、あくまで現況主義に基づいて判断されるものです。登記は、農地転用等も同じで、過去に農地転用をしても地目が変わってなく、地目変更を行うために証明を取りに来る方がいますが、転用も非農地判断された農地についても、所有者が自分で地目を変えないかぎり登記簿は変わりません。

[議長] 質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。今回お諮りする案件は、例月のとおり、新たに申出が行われたものと、令和4年4月30日に利用権の満期を迎えることから、引き続き利用権を設定するための申出が行われたものなどに分かれますので、これら分別した上で、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

第1に、新たにありました5件、16筆、5,816平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について説明申し上げます。

なお、これらについて決定いただける場合は、3月1日が利用権の始期となるよう、以後の手続を進めて参る予定です。

まず、議案第5号の1、高部屋地区、日向字上荒田の1筆、

1,022平方メートルの賃貸借について、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構が受け手となるものです。

[事務局]

次に、議案第5号の2の比々多地区、串橋字石橋の4筆の一部、3, 414平方メートル、議案第5号の3及び4の大田地区、小稲葉字宮ノ町の2筆、988平方メートルの使用貸借について、受け手は、いずれも認定農業者で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第5号の5、大田地区、上平間字稻荷山前の2筆、720平方メートルの賃貸借について、受け手は、本件土地の貸借により30アール以上の耕作を行うこととなり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えられます。

第2に、現在貸付を行っている者とは利用権設定の継続を行わず、現在の令和4年4月30日までの利用権の満了後に、別の者に利用権の設定を行う1件、3筆、1,063平方メートルの意向の申出について説明申し上げます。なお、これらについては決定いただける場合は、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の進捗を進めて参る予定です。

議案第5号の6の大田地区、小稲葉字宮ノ町の3筆、1,063平方メートルの使用貸借について、受け手は、認定農業者で、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

第3に、令和4年4月30日に利用権の満期を迎える、7件、30筆、14,384平方メートルの利用権の設定の継続に関する意向の申出について説明申し上げます。なお、これらについては決定いただける場合は、5月1日が利用権の始期となるよう、以後の進捗を進めて参る予定です。

対象は、議案第5号の7から13までです。この申出の内訳は、伊勢原地区で1件、2筆、1,056平方メートルの賃貸借、比々多地区で2件、3筆、2,918平方メートル、うち賃貸借が、1件、2筆、1,952平方メートル、成瀬地区で3件、24筆、10,056平方メートルの賃貸借、大田地区で1件、1筆、354平方メートルの賃貸借です。以上、御審議をお願いします。

[議長]

事務局の説明が終わりました。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

以上をもちまして、第12回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時10分 終了】

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____